

岐阜県薬剤師修学資金返還支援事業について

令和8年1月

岐阜県健康福祉部薬務水道課

岐阜県薬剤師確保対策事業

薬剤師確保支援体制の構築

関係団体、大学、行政等が連携し、薬剤師の確保に向けた修学金返還支援や医療機関への薬剤師の派遣に関する調査・検討を行うための薬剤師確保支援体制を構築し、定期的に協議会を開催

薬学生合同インターンシップ

全国の薬学生を対象に県内病院での薬剤師業務の
実地研修（見学、体験等）を行い、岐阜県内の
病院に就業する意識の向上を図る

未就業者対策事業

子育て等により離職・休職した薬剤師や実務経験が
ない薬剤師を対象に復職・就職に対する不安の払拭や
薬剤師スキルの向上を目的とした研修会を開催

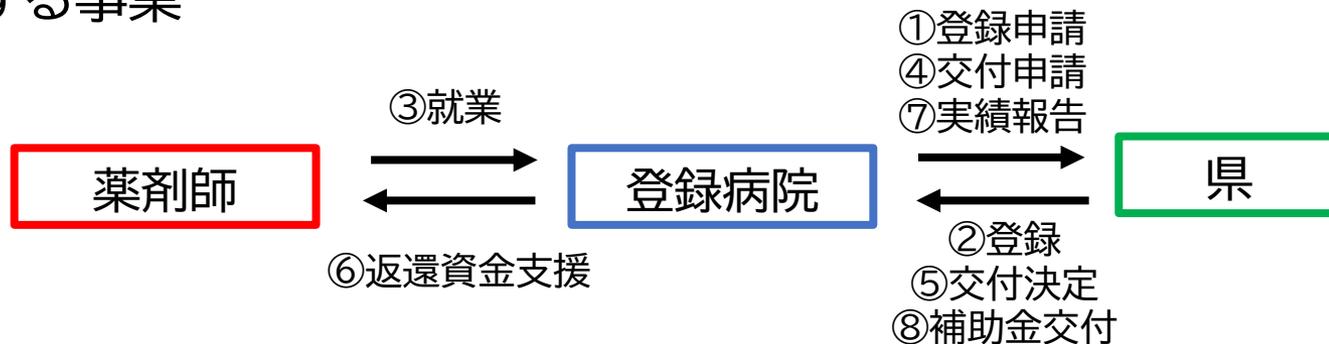
病院薬剤師合同企業説明会

全国の薬学生・薬剤師を対象に県内病院の担当者から、
業務内容や採用情報に関する情報を直接聞くことができる
説明会を開催

岐阜薬剤師修学資金返還支援事業

岐阜県薬剤師修学資金返還支援事業 概要

薬剤師が不足する病院に対して、当該病院が行う奨学金返還支援に要する経費を補助する事業



補助事業者： 県の登録を受けた病院の開設者

補助対象期間： 当該年度の4月1日から3月31日までのうち、補助事業者(病院)が支援対象者(薬剤師)に対し奨学金の返還を支援する最初の月から最後の月までの期間

※同一支援対象者に対する補助は最大6年間とする。

補助額：支援対象者1人あたり25,000円/月を上限として、
病院が支援する額の1/2の額

※各支援対象者の奨学金の総返還残額の範囲内

【例】病院から薬剤師への支援額4万円/月の場合、補助額は2万円/月

病院から薬剤師への支援額6万円/月の場合、補助額は2万5千円/月

支援実施病院について



支援実施病院の登録基準

- 県内で開設している病院
- 正規雇用する薬剤師に修学資金の返還を支援する制度を設けていること
- 次の全てについて誓約できる者であること
 - ・薬剤師(支援対象者)に、修学資金の返還を支援するための手当等の支給をすること
 - ・支援対象者に対して、補助対象期間中に、知事が認める研修プログラムを受講させること 等

支援対象者について

支援対象者の要件

- 薬剤師の免許を有する者
- 補助金の交付申請の日(申請日)において支援実施病院で正規雇用され、勤務している者
- 初回の申請日の属する年度以前に県内で開設している病院で薬剤師として勤務したことがない者
- 初回の申請日の属する年度以前に補助事業者が開設している県外の病院で薬剤師として勤務したことがない者
- 支援実施病院から修学資金の返還を支援するための手当等の支給を受けた期間の1.5倍以上の期間(義務年限期間)において、支援実施病院で継続して薬剤師として勤務する意思がある者
- 申請日の属する年度から修学資金の返還を開始する予定である者又は申請日において修学資金の返還残額があり、滞納なく返還している者
- 知事が認める研修プログラムを受講する意思がある者

知事が認める研修プログラムについて

厚生労働省「薬剤師臨床研修ガイドライン」に基づき、岐阜県病院薬剤師会が策定する『岐阜県薬剤師臨床研修プログラム』

○研修期間

原則1年間(施設の状況に応じて柔軟に(短縮・延長含め)2年以内で調整可能)

○研修内容(必須項目)

項目	内容	確認方法
調剤業務	処方箋鑑査、疑義照会、調剤、服薬指導、基本的な相互作用の確認など	研修実施記録の提出
医薬品管理	在庫管理、納品、廃棄、保管など	
医薬品情報	DI業務、情報収集・提供、医薬品変更対応、薬価制度の基礎理解(高額薬剤の適正管理を含む)など	
医療安全	インシデント報告、ヒヤリハット事例学習、事例分析、ラウンドへの参加など	
感染制御	ICT、AST業務(ラウンド・カンファレンス参加など)、抗菌薬TDMの必要性の理解など	
病棟業務	服薬指導、持参薬確認、回診・カンファレンス参加、TDM値の基本的な見方の習得など	
無菌調製	抗がん剤・高カロリー輸液の調製など	
チーム医療	NST、緩和ケアチーム、褥瘡チームなど(ラウンド・カンファレンス参加など)	
地域連携	退院時指導、薬剤管理サマリー作成など	

知事が認める研修プログラムについて

厚生労働省「薬剤師臨床研修ガイドライン」に基づき、岐阜県病院薬剤師会が策定する『岐阜県薬剤師臨床研修プログラム』

○研修期間

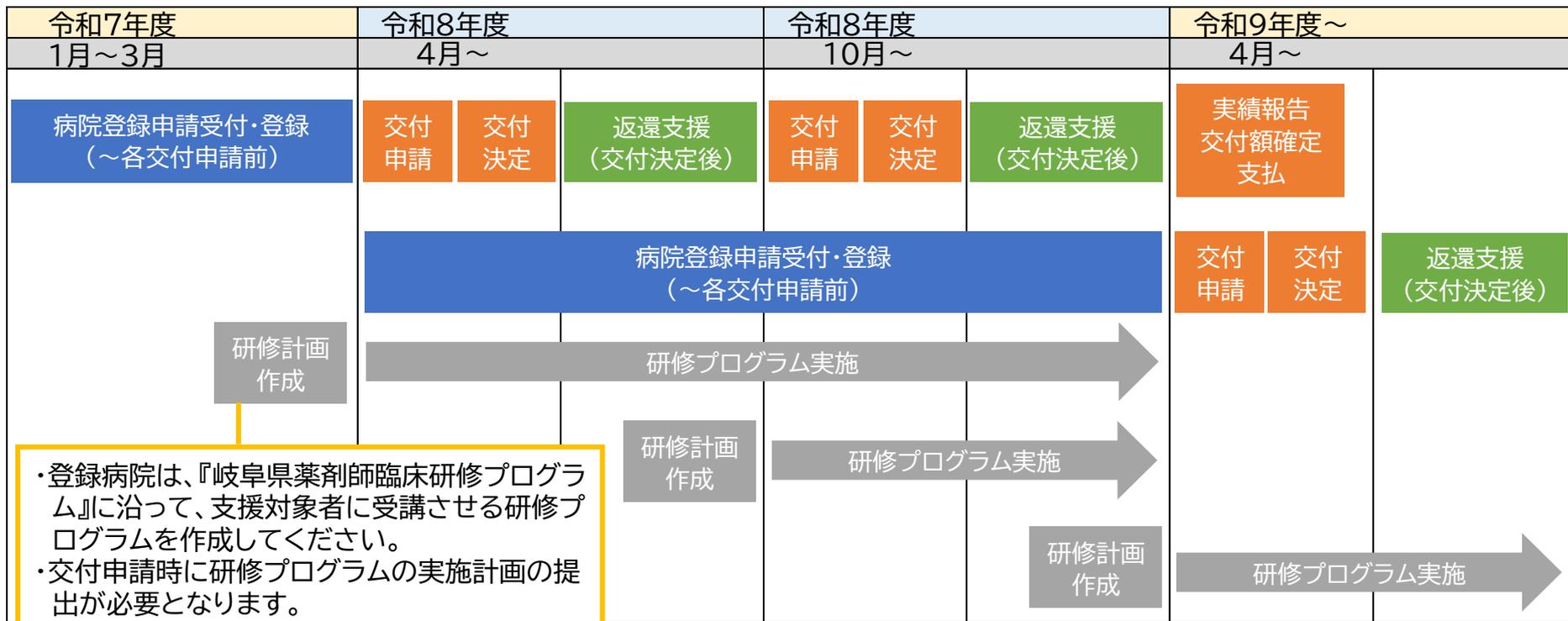
原則1年間(施設の状況に応じて柔軟に(短縮・延長含め)2年以内で調整可能)

○研修内容(選択項目※)

項目	領域	内容	確認方法
薬物療法	がん	レジメン管理、副作用モニタリングなど	研修実施記録の提出
	精神科	向精神薬の服薬支援、副作用評価など	
	小児・高齢者	年齢特性に応じた用量調整や薬剤選択など	
災害医療・BCP	災害時の薬剤師の役割理解など		

※実施が望ましいが、施設の状況に応じて調整可能

事業(手続き)スケジュールについて



毎年度4月及び10月に交付申請を受け付けます

※県の予算の範囲内での交付となり、申請したとしても必ず全額交付決定されるものではありません。また、10月申請は受け付けられない場合があります。

支援実施病院の登録手続きについて

○提出書類

- ◆ 岐阜県薬剤師修学資金返還支援事業支援実施病院登録申請書
(要綱第1号様式)
 - ◆ 修学資金返還支援制度の内容を確認することができる書類(要綱、規程等)
 - ◆ 誓約書(要綱別記第2号様式)
- ※ 本説明動画をダウンロードしたサイトからダウンロードできます。

○提出方法

郵送、電子メール

○提出先・お問合せ先

岐阜県健康福祉部薬務水道課薬事献血係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL : 058-272-1111(内線3433)
メール : c11224@pref.gifu.lg.jp

交付申請前の登録が必要です！

令和8年4月に交付申請を行う
場合は、令和8年2月27日まで
にご提出ください

Q & A① (岐阜県薬剤師修学資金返還支援事業費補助金Q & A抜粋)

Q 開設者の法人所在地が県外である場合でも「支援実施病院」として登録することはできますか？

A 開設者の法人所在地が県外であっても、県内で開設している病院は支援実施病院として登録することができます。

Q 登録後に更新等の手続きは必要ですか？

A 登録に有効期間はないため、更新の手続きをする必要はありません。ただし、支援実施病院の要件を満たさなくなったとき、登録の取消しを求めるとき、又は登録内容(病院の名称や所在地などの登録事項、修学資金返還支援制度の内容)に変更があったときは速やかに届け出てください。

Q 登録した場合、必ず毎年度採用募集をしなければなりませんか？

A 支援実施病院に登録した場合でも、必ず毎年度採用活動を行う必要はありません。

ただし、本事業の円滑な実施のため、県から随時必要な調査をさせていただきますのでご協力をお願いします。

Q 支援対象者が支援実施病院で勤務をすることが必要な期間(義務年限期間)はどのように算定しますか？

A 通算で補助金の交付を受けた期間に、1.5を乗じて算定します。

(例1)6年間交付を受けた場合： $6年 \times 1.5 = \underline{9年}$

(例2)3年6ヶ月間交付を受けた場合： $42ヶ月 \times 1.5 = 63ヶ月 = \underline{5年3ヶ月}$

(例3)1年3ヶ月間交付を受けた場合： $15ヶ月 \times 1.5 = 22.5ヵ月$

$\div 23ヶ月$

$= \underline{1年11ヶ月}$

Q 補助事業者の修学資金返還支援制度により、既に手当等の支給を行っている場合、交付申請前に行った手当等の支給は補助対象経費となりますか？

A 交付申請前に行った支給については補助対象経費になりません。

補助金の交付決定の日以降に支給した手当等が補助対象経費となります。

Q 支援対象者が支援実施病院を離職した場合は補助金の交付を受けることはできますか？

A 支援対象者が支援実施病院を離職した場合は、補助事業は打ち切りになります。

この場合、補助事業の内容の変更または廃止(支援対象者が1名の場合)について知事の承認を受ける必要があり、既に交付された補助金がある場合は、一部返還を求められる場合があります。

Q 翌年度も引き続き補助を受けるためには、交付申請が必要ですか？

A 補助金の交付を受けようとするときは、毎年度、交付申請が必要です。

手続きについては、別途、県から支援実施病院へ連絡します。

なお、県の予算の範囲内での交付となり、申請したとしても必ず全額交付決定されるものではありませんので、ご注意ください。